

静岡県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第49号

静岡県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

静岡県迷惑行為等防止条例（昭和38年静岡県条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、正当な理由がなく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公共の場所又は公共の乗物にいる人の下着等を見る目的又はその映像を記録する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を設置し、又は下着等に向けること。</p> <p>(4) 公共の場所又は公共の乗物にいる人の下着等を見る目的又はその映像を記録する目的で、衣服等を透かして見ることが出来る機器を設置し、又は人の身体に向けること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(反復したつきまとい行為等の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為に</p>	<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、正当な理由がなく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>公共の場所若しくは公共の乗物又は事務所、学校、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用する場所若しくは乗物（公共の場所及び公共の乗物を除く。以下「事務所等」という。）</u>にいる人の下着等を見る目的又はその映像を記録する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を設置し、又は下着等に向けること。</p> <p>(4) <u>公共の場所若しくは公共の乗物又は事務所等</u>にいる人の下着等を見る目的又はその映像を記録する目的で、衣服等を透かして見ることが出来る機器を設置し、又は人の身体に向けること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(反復したつきまとい行為等の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電</p>

については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。以下同じ。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(2)～(4) (略)

(5) 電話を掛けて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話を掛け、若しくはファクシミリ、電子メールその他の情報通信技術を利用した方法により送信すること。

(6)・(7) (略)

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物若しくはそれらを視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。以下同じ。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2)～(4) (略)

(5) 電話を掛けて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話を掛け、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

(6)・(7) (略)

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。